

労働保険事務の代行は、商工会にお任せ下さい！

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、国が直接管理・運営している強制保険です。原則として労働者（パート・アルバイトを含みます。）を1人でも雇用していれば、法人・個人を問わず事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納めなければなりません。

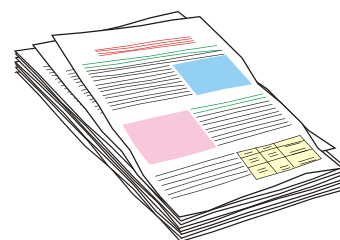
そうした加入手続きをはじめ、毎年の年度更新手続きや各種届出などを事業主に代わり行うのが、労働保険事務組合の制度です。事務委託をされると下記のようなメリットもごございます。この機会にぜひ、商工会（大治町商工会労働保険事務組合）へ労働保険事務の委託をしてみませんか。

〔委託できる事業主は〕

常時使用する労働者が、下記の人数以下の事業主

金融・保険・不動産・小売業：	50人以下
卸売事業・サービス業：	100人以下
その他の事業：	300人以下

※常時使用する労働者のいない方（いわゆる「一人親方」等）は、委託をお受けできません。



〔委託をされた事業主の方の利点は〕

- ◆労働保険料の納付は、年1回が原則ですが、**3回に分けて**納付することができます。
- ◆労災保険に加入することができない事業主や家族従業員も労災保険に**特別加入**できます。

記帳事務の省力化に商工会の

「経理サポートサービス」をご利用下さい。

「日々の記帳が面倒だな」、「手書きの帳簿では集計や計算が大変」といったお悩みはないですか。商工会では、そんな皆さんのために記帳事務のお手伝いをいたします。

所定の用紙に毎日の取引をご記入のうえ、1ヶ月ごとにまとめてお持ちいただくだけで、専任の職員がコンピューターに入力し、下記のような資料を毎月お届けいたします。委託に伴う経費は、所定の用紙の枚数によって異なりますが、おおよそ**1ヵ月2,750円から**と大変お得になっています。

【出来上がる資料】

毎月：総勘定元帳、残高試算表等

決算：総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書等

【メリット】

- 事業主は記帳事務が軽減される
- 申告・借入に便利
- 青色申告特別控除（65万円）をうけるための資料がそろう



《お問い合わせは、大治町商工会（TEL 442-4511）まで》